

学校給食における食物アレルギーの対応について（ダイジェスト版）

韮崎市教育委員会

1 基本的な考え方

対象児童生徒の生命にかかわる可能性があることから、安全性を最優先とし、原因食物の完全除去対応（対応するかしないか）を原則とします。施設設備や人員等を鑑み、実情に合わない無理な対応は避けるとともに、医師の診断による学校生活管理指導表（アレルギー疾患用）に基づき、児童生徒へアレルギー対応食（除去食）を提供する場合は、可能な範囲で対応します。

2 実施基準

- ① 医師の診察・検査により食物アレルギーと判断され、特定の食物に対して対応の指示があること。
- ② 「学校生活管理指導表」が提出されていること。
※定期的に通院し、継続の場合は少なくとも年度に1回は、新しいものを提出すること。
- ③ 家庭でも医師から指示された対応を行っていること。
- ④ コンタミネーション※でアレルギー症状の発症の危険がないこと。
※原材料として指定していないがアレルギー物質が微量混入してしまう場合をいう。

3 学校給食での対応

- ① 詳細な献立表対応（自己除去等）
給食の原材料を記した詳細献立表を事前に配付しますので、保護者・児童生徒自身の判断で、給食から取り除いて食べます。
※自己除去が難しい場合は、安全性を最優先とし、弁当対応とします。
- ② 弁当対応
 - ・一部弁当対応
除去食対応した一部の献立のかわりに代替食が必要な場合は、一部弁当対応となります。
 - ・完全弁当対応
食物アレルギー対応が困難で給食を全く食べることができない場合は、完全弁当対応となります。
- ③ 除去食対応
原因食材を除いた給食を提供します。
※除去食対応品目以外の食材については、安全性を最優先とし、対応しません。ただし、医師の診断による乳糖不耐症により牛乳を飲めない場合は除きます。

<除去食対応品目>

鶏卵	牛乳・乳製品	えび	かに	種実類（くるみ、カシューナッツ、アーモンド、ごま）
----	--------	----	----	---------------------------

食品衛生法で表示が義務づけられている特定原材料の7品目（卵・乳・小麦・えび・かに・そば・落花生）を基本とし、上記の品目について除去食対応を実施します。ただし、主食となるパン・麺類の主原料である小麦の完全除去は困難なため、完全弁当対応とします。

また、【そば・落花生（ピーナッツ）】は、通常給食においては使用しません。

4 給食費の取扱いについて

	除去食を提供または自己除去	献立によって一部弁当対応	献立に関わらず完全弁当対応
給食費の徴収	全額徴収する	全額徴収する	徴収しない

除去食の場合でも、給食費は全額徴収します。

ただし、飲用牛乳除去の場合は、喫食中の水分補給を目的とし代替飲料（麦茶等）を提供します。

5 申請手続き等について

日程（目安）	申請手続きの流れ		
	新小学校1年生	新中学校1年生	対応中の在校生
9月以降	「就学時健康診断実施のお知らせ」と一緒に「食物アレルギー調査票」を送付します。		
10月以降	就学時健康診断の際に「食物アレルギー調査票」を提出してください。	「食物アレルギー調査票」を送付しますので、小学校へ提出してください。	
12月以降	小学校入学説明会の案内とともに対象者へ必要な書類を送付します。	中学校入学説明会の案内とともに対象者へ必要な書類を送付します。	12月から1月頃に必要な書類を配付します。
2月頃	小学校入学説明会の際に提出してください。提出書類をもとに面談を行います。	中学校入学説明会の際に提出してください。提出書類をもとに面談を行います。	提出書類をもとに面談を行います。
4月以降	学校から決定通知書をお渡しします。		
決定後各月	学校から出される翌月分の献立表または詳細献立表を元に記入し、食物アレルギー対応食の依頼を学校へ提出してください。		

* 新たに発症した児童生徒及び転入児童生徒は、その都度対応いたします。

6 家庭へのお願い

- ① 保護者は児童生徒に対して、食物アレルギー体質であることや主治医からの指示を正確に知らせてください。また、学校で体調に異変が生じた場合には、直ちに教職員に申し出るように児童生徒（本人）に伝えるとともに、連絡帳等も活用してください。
- ② 必要に応じて保護者との面談を行います。対応状況や栄養補給状況について共通理解をいただけますようお願いいたします。

7 その他

- ① 情報はプライバシーの保護に十分留意し、学校内で共有、進学先や転出先の学校等へ引き継ぎます。
- ② ご不明な点等ございましたら、学校または蕪崎市教育委員会へご相談ください。